

## 第2期

# 仁木町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

仁 木 町

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 関連計画との関係.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 子育て支援に関する仁木町の現状.....	6
1 少子化の動向.....	7
2 家族や地域の状況.....	9
3 子育ての状況.....	11
4 ニーズ調査.....	14
第3章 第1期計画の実施状況.....	27
1 児童数の状況.....	28
2 教育・保育事業.....	29
3 地域子ども・子育て支援事業.....	30
第4章 計画の基本的な考え方.....	34
1 基本理念.....	35
2 計画の基本的な視点.....	36
3 基本目標.....	37
第5章 施策の展開.....	38
1 地域における子育ての支援.....	39
2 母性と子どもの健康の確保と増進.....	40
3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備.....	40
4 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保.....	41
5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	42
6 社会的支援を必要とする子ども等への取組の推進.....	42
第6章 事業計画.....	43
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	44
2 教育・保育の提供区域.....	46
3 児童人口の推計.....	47
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	48
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	50
6 教育・保育の一体的提供の推進.....	57
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	58
第7章 計画の推進に向けて.....	59
1 計画の推進体制.....	60
2 計画の点検・評価・改善.....	60

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

# 第1章

---

計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

今日子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「第1期仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「仁木町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定



第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画

**【子ども・子育て支援法】（抜粋）**

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

**【次世代育成支援対策推進法】（抜粋）**

（市町村行動計画）

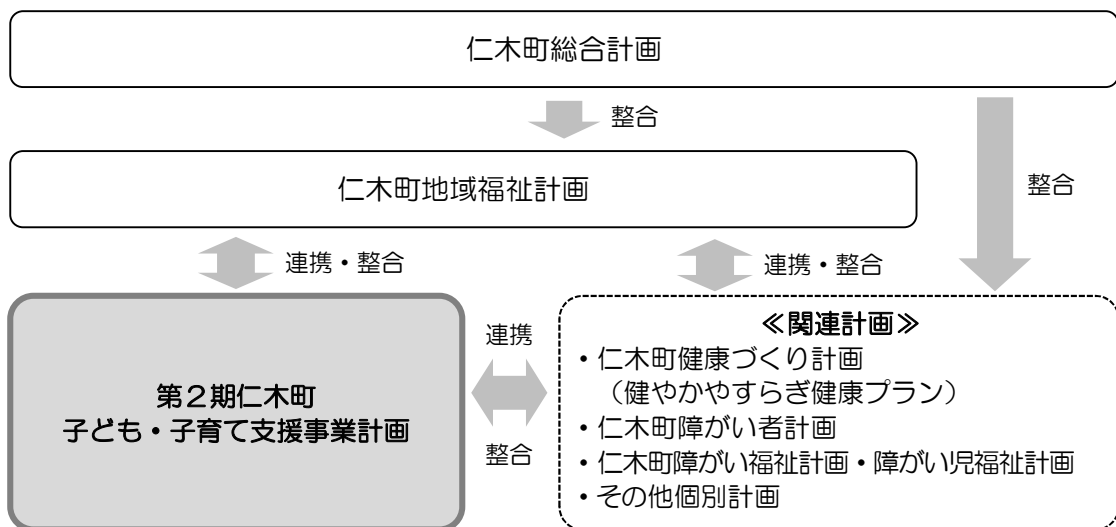
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援（中略）その他の支援次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 3 関連計画との関係

本計画は、「仁木町総合計画」及び「仁木町地域福祉計画」を上位計画とし、仁木町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

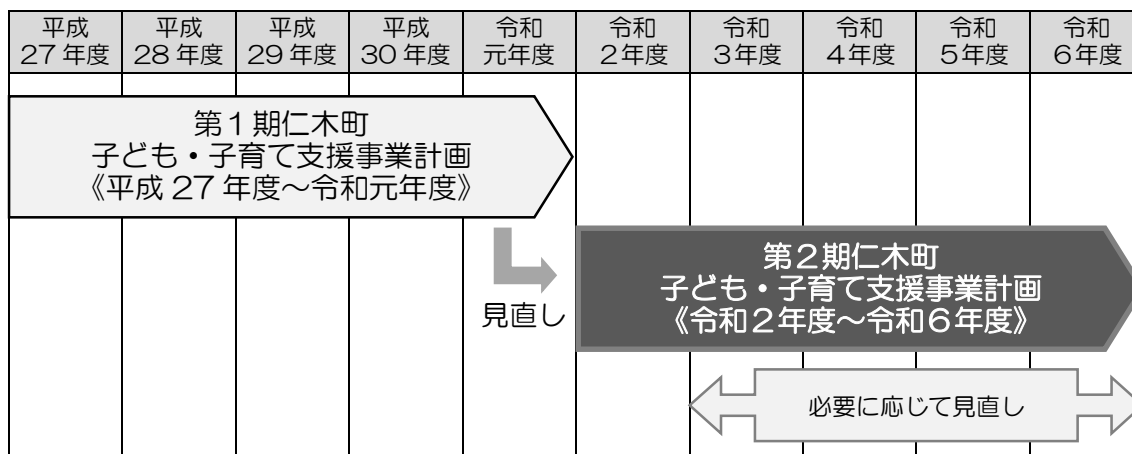
また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



## 4 計画期間

本計画は令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間として策定します。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

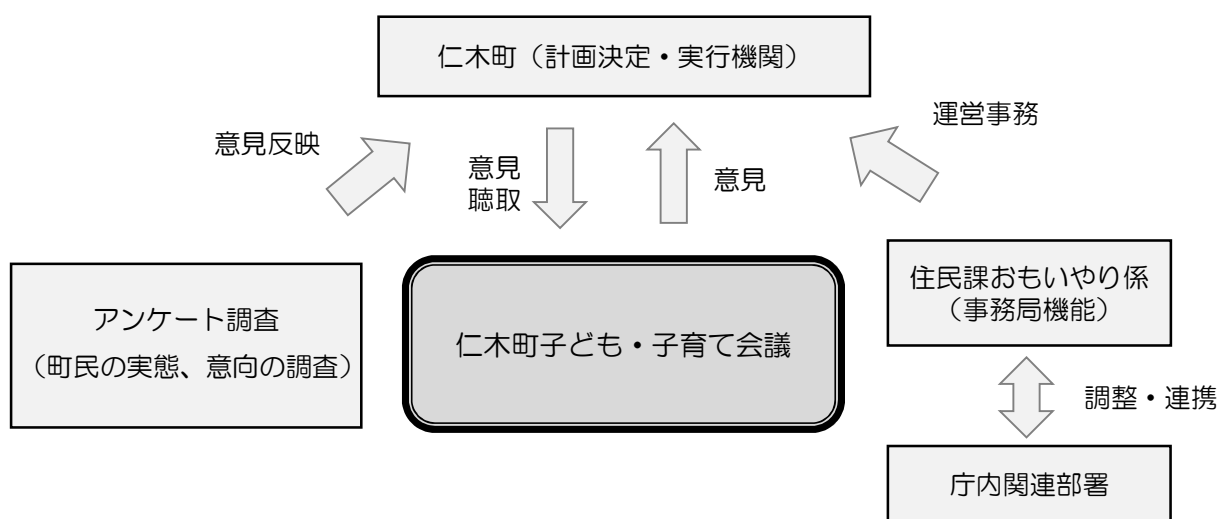


## 5 計画の策定体制

### (1) 仁木町子ども・子育て会議の設置

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援の当事者の意見を計画に反映させるため、仁木町子ども・子育て会議を設置し、計画内容についての意見を伺います。

#### ■策定体制のイメージ



## (2) 子ども・子育てニーズ調査（アンケート調査）の実施

仁木町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

### ■調査の概要

調査対象	令和元年5月1日現在 仁木町に在住する就学前児童及び小中学生の保護者 ・就学前児童の保護者：89世帯 ・小中学生の保護者：125世帯
調査期間	令和元年5月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

### ■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け調査	89	59	0	59	66.3
小中学生の 保護者向け調査	125	66	0	66	52.8
合 計	214	125	0	125	58.4



# 第2章

---

## 子育て支援に関する仁木町の現状

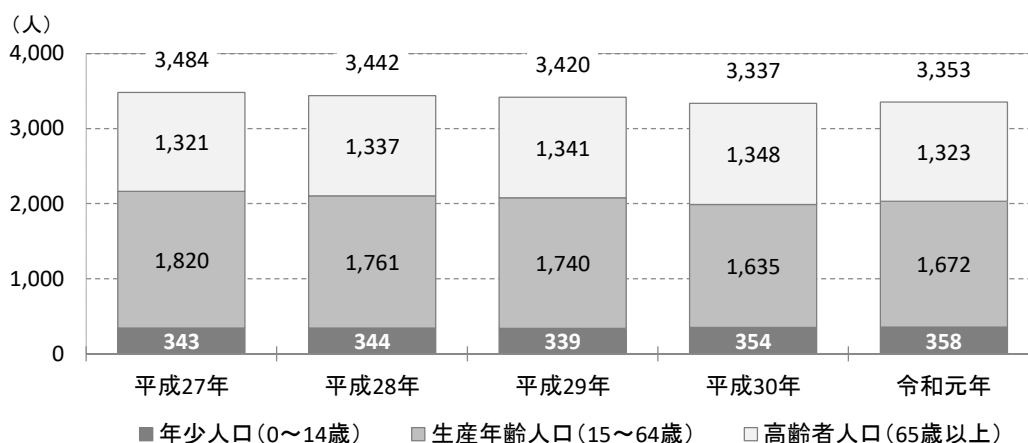
# 1 少子化の動向

## (1) 総人口の推移

住民基本台帳の基づく本町の人口は、平成27年の3,484人からゆるやかに減少を続けていましたが、平成30年の3,337人から令和元年は3,353人と増加に転じています。

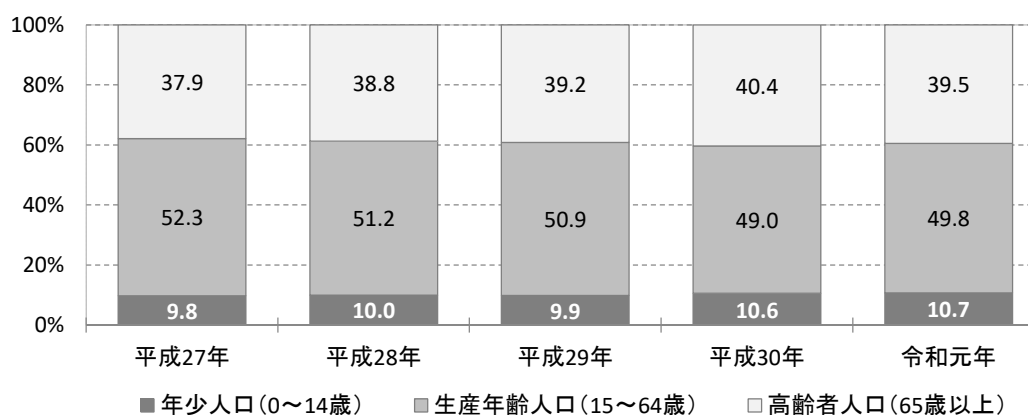
年齢3区分別でみると、おおむね横ばいに推移していた年少人口（0～14歳）は平成30年から増加に転じており、総人口に占めるその割合は令和元年に10.7%に上昇しています。

### ■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在/外国人登録人口含）

### ■年齢3区分別人口割合の推移



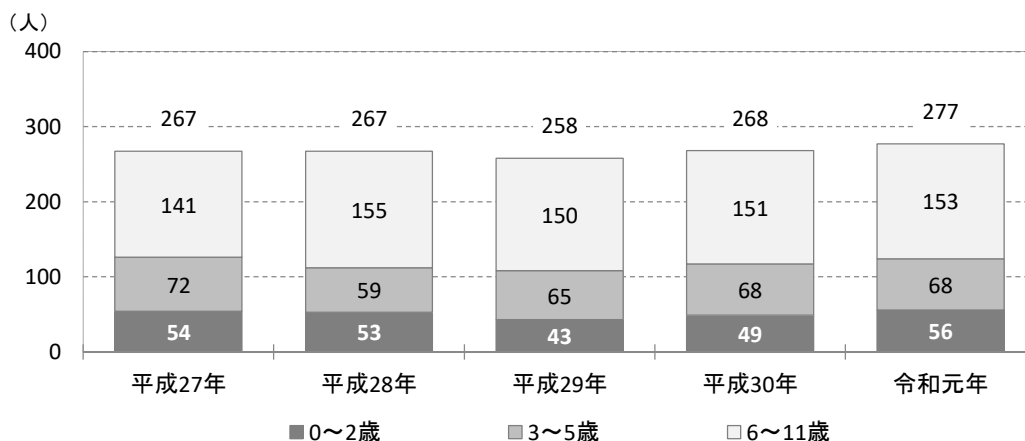
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在/外国人登録人口含）

## (2) 児童人口の推移

住民基本台帳に基づく本町の児童人口(0~11歳)の推移をみると、平成29年の258人から増加しており、令和元年には277人となっています。

平成29年から令和元年にかけて増加した19人の内訳をみると、3歳以上には大きな変化はありませんでしたが、0~2歳は13人の増加で大きな割合を占めています。

### ■児童人口の推移

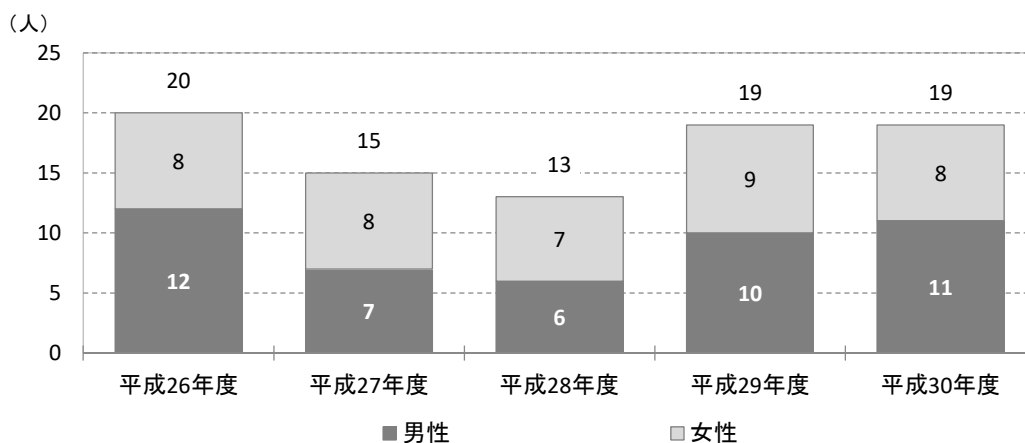


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在/外国人登録人口含）

## (3) 出生の推移

本町の出生数の推移をみると、平成26年の20人から減少が続き、平成28年度には13人となっていましたが、平成29~30年度は増加しており、ともに19人で推移しています。

### ■出生数の推移



資料：仁木町住民課

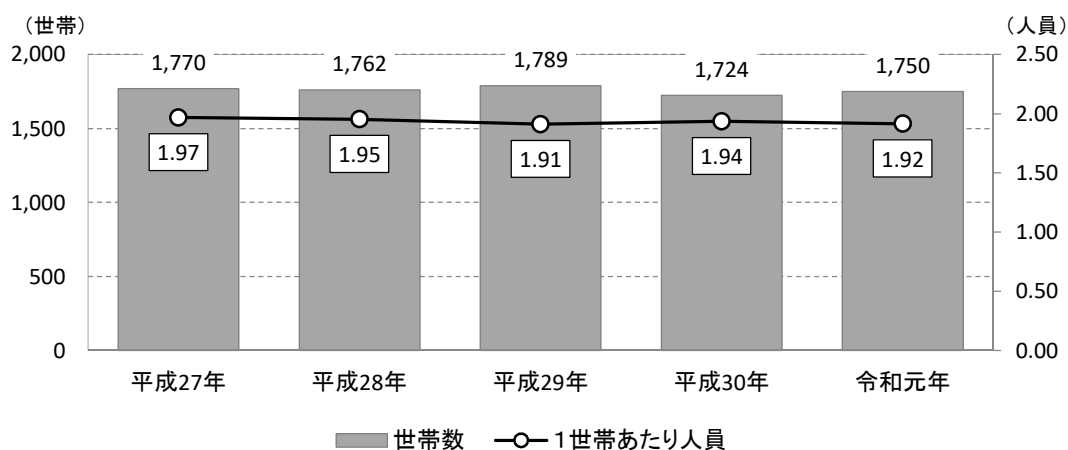
## 2 家族や地域の状況

### (1) 世帯の動向

住民基本台帳に基づく本町の世帯数は、年によって増減しながらおおむね横ばいに推移しており、令和元年は1,750世帯となっています。

総人口と世帯数から求められる1世帯あたり人員をみると、ゆるやかな減少傾向がみられ、令和元年には世帯あたり1.92人となっています。

#### ■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在/外国人登録人口含）

### (2) 世帯の構成

国勢調査による家族類型別の世帯数をみると、本町の「核家族世帯」は平成17年の869世帯から減少しており、平成27年には756世帯で113世帯の減少となっています。一方、単独世帯を含む「その他の世帯」は増加傾向がみられ、平成17年の491世帯から平成27年には122世帯増の613世帯まで増加しています。

平成27年の家族類型別の世帯割合を全国・北海道と比較すると、「核家族世帯」は北海道及び全国よりも低く、「その他の世帯」は北海道・全国よりも高い状況です。

#### ■家族類型別一般世帯数の推移

	核家族世帯	三世帯世帯	その他の世帯	計
平成17年	869世帯 (58.5%)	126世帯 (8.5%)	491世帯 (33.0%)	1,486世帯 (100%)
平成22年	817世帯 (55.4%)	114世帯 (7.7%)	544世帯 (36.9%)	1,475世帯 (100%)
平成27年	756世帯 (51.9%)	89世帯 (6.1%)	613世帯 (42.0%)	1,458世帯 (100%)
北海道 (平成27年)	1.3百万世帯 (55.9%)	0.1百万世帯 (4.2%)	1.0百万世帯 (37.5%)	2.4百万世帯 (100%)
全国 (平成27年)	29.7百万世帯 (55.8%)	3.0百万世帯 (5.7%)	20.6百万世帯 (38.5%)	53.3百万世帯 (100%)

資料：国勢調査（各10月1日現在）

### (3) 就業の状況

本町の産業大分類別の就業人口をみると、本町は第1次産業の就業者割合が最も多く、平成27年は949人で全体の50.7%を占めています。

平成17年以降の推移をみると、第2次産業及び第3次産業で就業者数が減少していますが、第1次産業は平成22年に就業者数の減少がみられたものの、平成27年は増加に転じています。

#### ■産業大分類別の就業人口

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成17年	970人(46.9%)	175人(8.5%)	872人(42.1%)	2,070人(100%)
平成22年	865人(47.0%)	148人(8.0%)	827人(45.0%)	1,840人(100%)
平成27年	949人(50.7%)	128人(6.8%)	796人(42.5%)	1,873人(100%)
北海道 (平成27年)	170千人 (7.0%)	411千人 (16.9%)	1,853千人 (74.2%)	2,435千人 (100%)
全国 (平成27年)	2.2百万人 (3.8%)	13.9百万人 (23.6%)	42.8百万人 (70.6%)	58.9百万人 (100%)

資料：国勢調査（各10月1日現在） 計に分類不能の産業含む

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：建設業、製造業、鉱業

第3次産業：卸売・小売業、医療・福祉、教育学習支援、サービス業、公務など

### 3 子育ての状況

#### (1) 保育所等の概況

町内には、社会福祉法人よいち福祉会が開設しているにき保育園（定員50名）と町立大江へき地保育所（定員20名）、町立銀山へき地保育所（定員30名）があります。両へき地保育所は、それぞれの父母会が指定管理者となり運営しています。

平成27年度以降、にき保育園の入所児童数は定員を上回る状況が続いています。

また、町内保育所に入所している児童のほかに、保護者の就労などの都合により他町の保育所に入所している児童、他町の幼稚園に通園している幼児がいます。

##### ■にき保育園の概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数（人）	50	50	50	50	50
入所児童数（人）	52	55	52	60	67
入所率（％）	104.0	110.0	104.0	120.0	134.0

資料：住民課（各5月1日現在）

##### ■大江へき地保育所の概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数（人）	30	20	20	20	20
入所児童数（人）	15	10	8	8	5
入所率（％）	50.0	50.0	40.0	40.0	25.0

資料：住民課（各5月1日現在）

##### ■銀山へき地保育所の概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数（人）	30	30	30	30	30
入所児童数（人）	11	10	6	7	7
入所率（％）	36.7	33.3	20.0	23.3	23.3

資料：住民課（各5月1日現在）

##### ■他町の保育所の入所児童数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
余市町（人）	1	1	0	0	0

資料：住民課（各5月1日現在）

##### ■他町の幼稚園の入園幼児数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
余市町（人）	0	5	11	11	15

資料：住民課（各5月1日現在）

## (2) 放課後児童クラブの概況

仁木放課後児童クラブ（定員50名）は、町が社会福祉協議会に委託し仁木町山村開発センターで開設しています。平均在籍数は年々増加しており、平成30年度は44.8人／月となっています。

また、平成22年7月から銀山児童館で実施している銀山放課後児童クラブ（定員20名）は、現在はぎんれい36集会室で開設しており、平成30年度の平均在籍数は9.0人の状況です。

### ■仁木放課後児童クラブの概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開設日数（日）	252	252	253	251
平均出席数（人/月）	21.4	30.5	31.2	32.1
平均在籍数（人/月）	28.3	39.0	42.4	44.8

資料：住民課（各3月末現在）

### ■銀山放課後児童クラブの概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開設日数（日）	233	234	240	238
平均出席数（人/月）	6.0	5.0	9.0	6.0
平均在籍数（人/月）	7.3	6.6	10.6	9.0

資料：住民課

### (3) 小学校・中学校・特別支援学級の概況

平成23年に大江小学校が仁木小学校に統合され、町内には小学校が2校（仁木・銀山）、中学校が2校（仁木・銀山）となっています。

小学校、中学校ともに児童・生徒数は年によって増減がありますが、おおむね横ばいに推移している状況です。

令和元年度における特別支援学級は、小中学校合計で8学級が設置されており、仁木小学校は児童数に増加傾向がみられる状況です。

#### ■小学校・中学校の概況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
仁木小	学級数（クラス）	6	6	6	6	6
	児童数（人）	112	118	112	115	114
銀山小	学級数（クラス）	3	3	4	4	3
	児童数（人）	24	29	38	28	30
仁木中	学級数（クラス）	3	3	3	3	3
	生徒数（人）	46	52	61	62	56
銀山中	学級数（クラス）	3	3	3	3	3
	生徒数（人）	23	21	19	20	20

資料：教育委員会（各5月1日現在）

#### ■特別支援学級の概況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
仁木小	学級数（クラス）	1	2	2	3	3
	児童数（人）	1	2	4	6	5
銀山小	学級数（クラス）	2	2	2	2	2
	児童数（人）	6	6	5	4	5
仁木中	学級数（クラス）	2	1	0	0	1
	生徒数（人）	3	1	0	0	1
銀山中	学級数（クラス）	2	2	2	2	2
	生徒数（人）	5	4	4	5	5

資料：教育委員会（各5月1日現在）



## 4 ニーズ調査

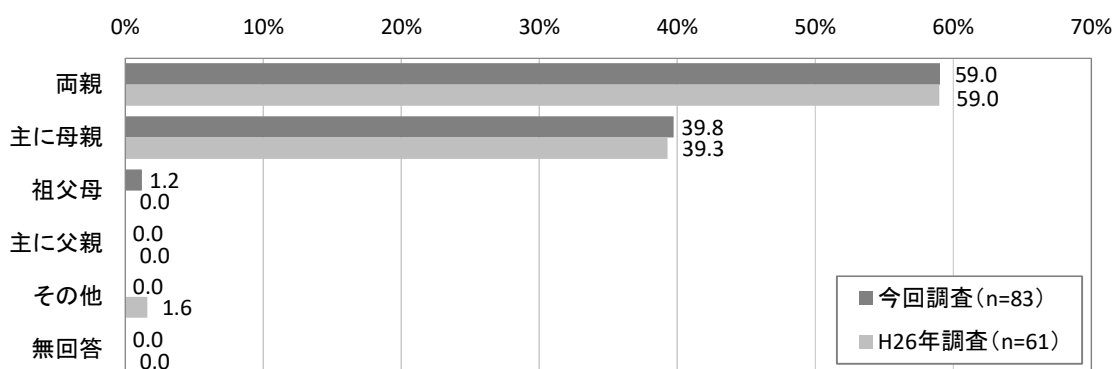
### (1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者に主に子育てを行っている人をたずねたところ、「両親」が59.0%で最も多く、次いで「主に母親」(39.8%)となっています。

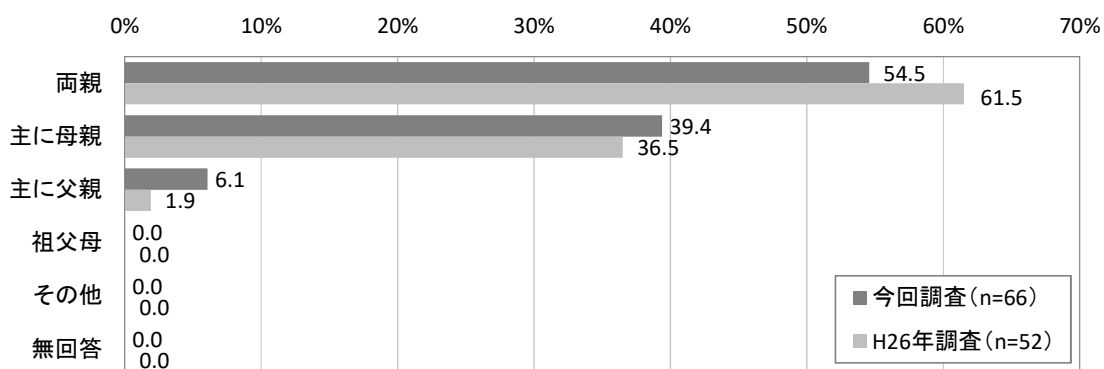
小学生児童の保護者も、「両親」が54.5%で最も多く、次いで「主に母親」(39.4%)となっています。

H26年調査と比べると、就学前児童の保護者は大きな差はありませんが、小学生児童の保護者は「両親」が7.0ポイント減少し、「主に父親」が4.2ポイント増加しています。

《就学前児童の保護者》



《小学生児童の保護者》

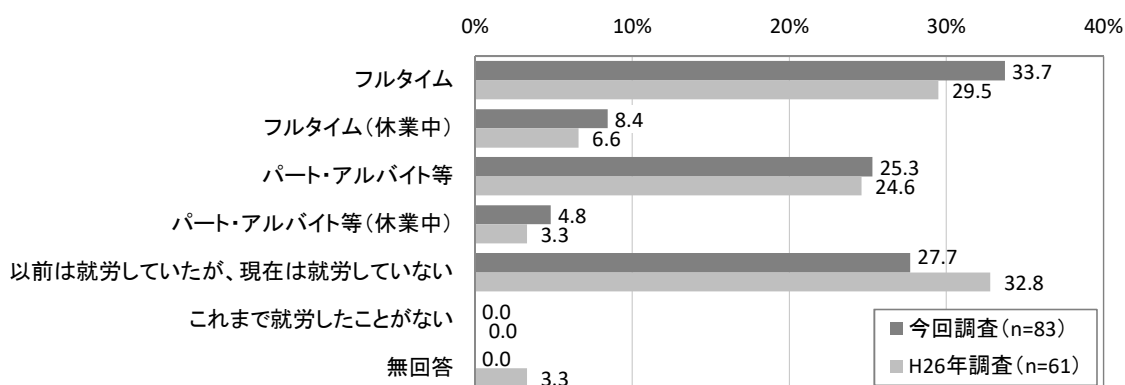


## (2) 母親の就労状況

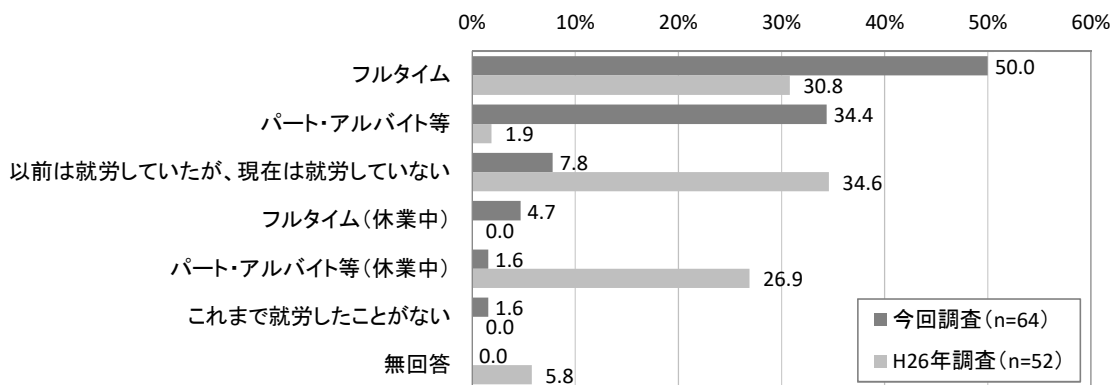
就学前児童の保護者に母親の現在の就労状況をたずねたところ、「フルタイム」が33.7%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(27.7%)、「パート・アルバイト等」(25.3%)が続いています。

小学生児童の保護者は、「フルタイム」が50.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(34.4%)が続いています。H26年調査と比べると、「フルタイム」は19.2ポイント、「パート・アルバイト」は32.5ポイント増加し、就労している母親が増えている状況です。

### 《就学前児童の保護者》



### 《小学生児童の保護者》

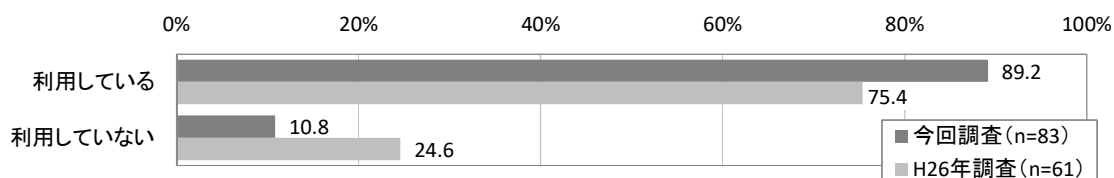


### (3) 現在の教育・保育施設の利用状況（就学前児童）

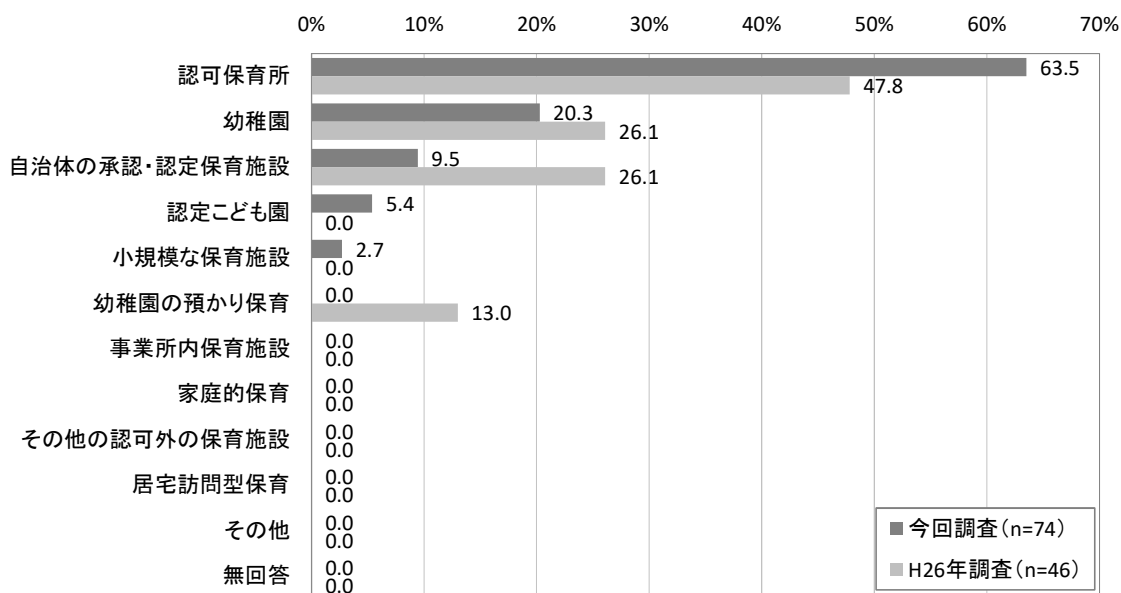
現在、平日の定期的な教育・保育施設を「利用している」方は89.2%を占め、「利用していない」方は10.8%となっています。

利用している教育・保育施設の中では、「認可保育所」が63.5%で最も多く、次いで「幼稚園」（20.3%）、「自治体の承認・認定保育施設」（9.5%）が続いています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》



《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》

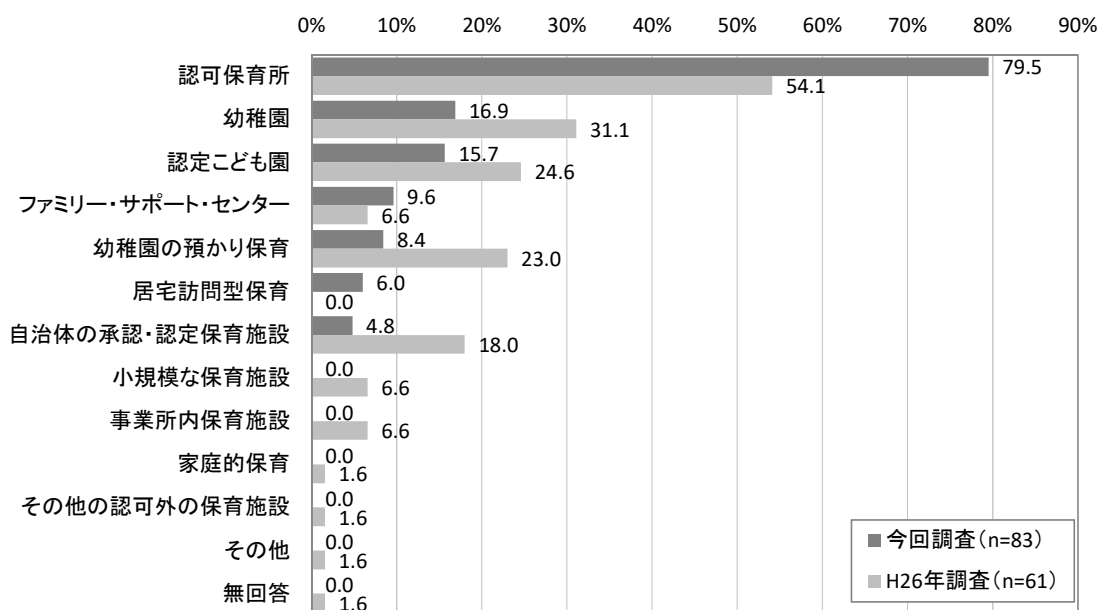


#### (4) 教育・保育施設の利用意向（就学前児童）

今後の定期的な教育・保育施設の利用意向は、すべての方が「利用したい」と回答しています。

また、今後、定期的にご利用したい教育・保育施設は「認可保育所」が79.5%を占めており、次いで「幼稚園」（16.9%）、「認定こども園」（15.7%）が続いています。H26年調査と比べると、「認可保育所」の利用希望が25.4ポイント増加しています。

##### 《利用したい教育・保育事業の種類（複数回答）》

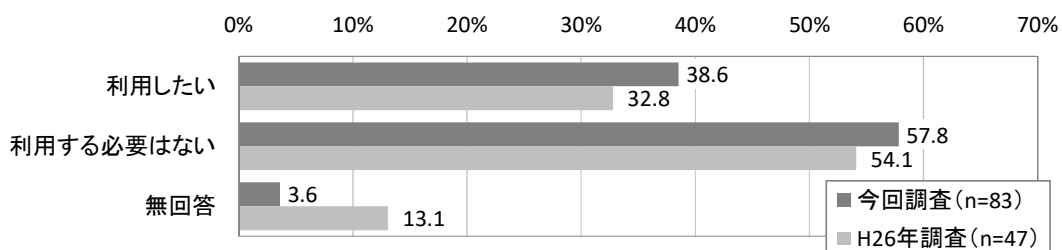


## (5) 一時預かり等の利用意向（就学前児童）

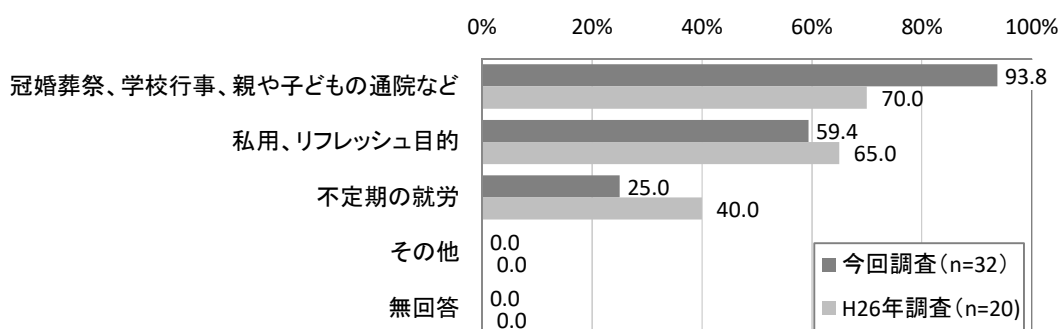
今後、一時預かり等を「利用したい」方は38.6%おり、利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」が93.8%を占めています。

H26年調査と比べると、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」で利用したい人が増加している状況です。

### 《今後の一時預かり等の利用意向》



### 《一時預かり等を利用する理由（複数回答）》

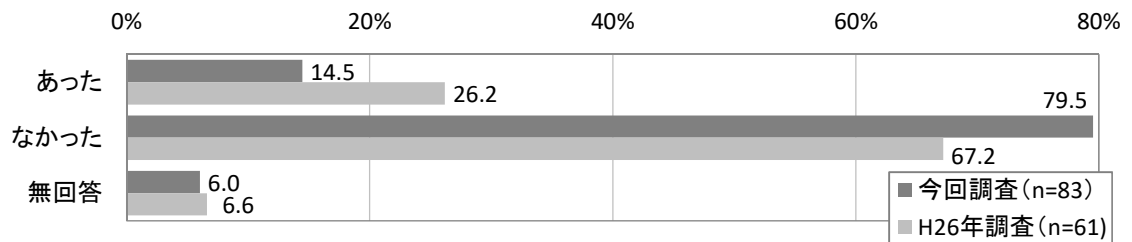


## (6) 子育て短期支援事業の利用状況（就学前児童）

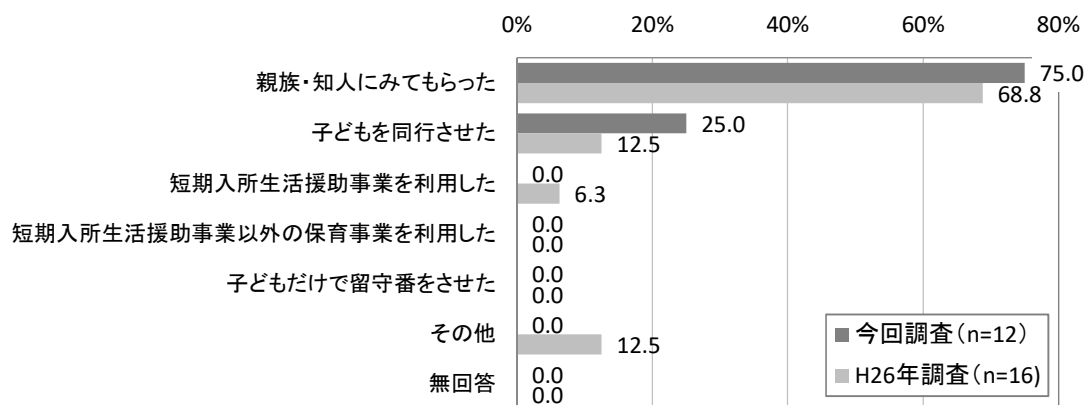
子どもを泊まりがけで預けなければいけないことが「あった」方は14.5%おり、その際の対応としては、「親族・知人にみてもらった」が75.0%を占めています。

H26年調査と比べると、泊まりがけで預けなければいけないことが「あった」方は11.7ポイント減少しています。

### 《子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあったか》



### 《子どもを泊まりがけで預けなければいけないときの対応（複数回答）》

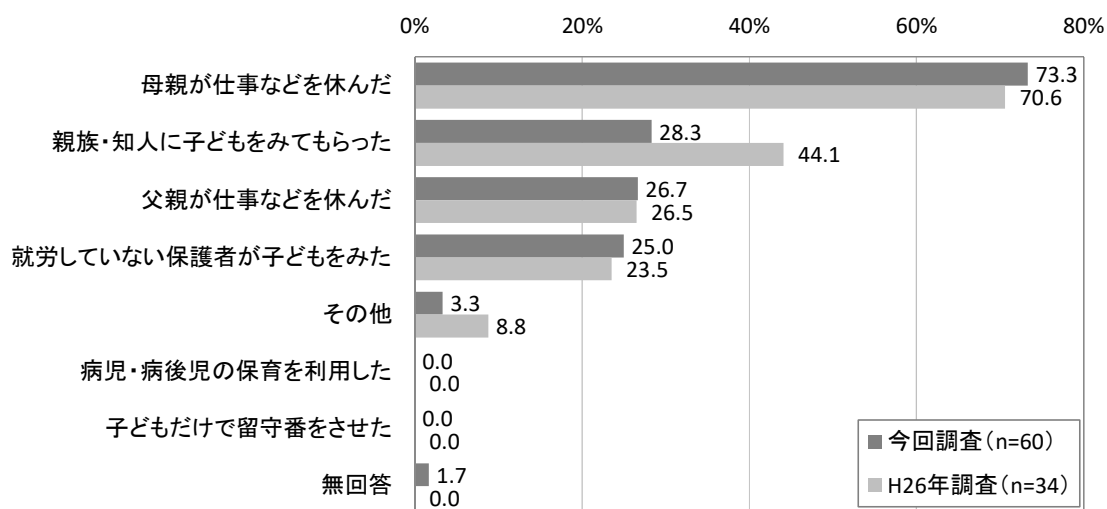


## (7) 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

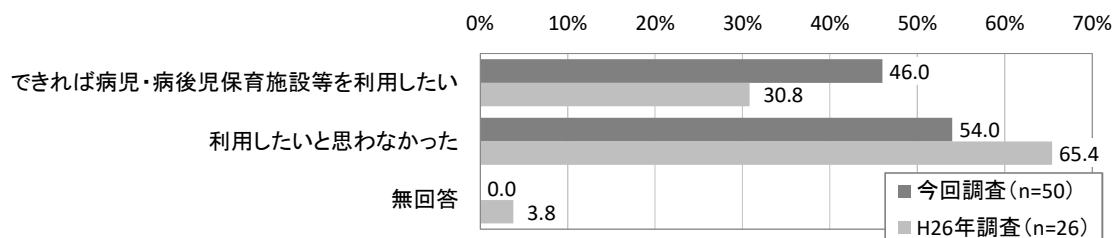
子どもが病気やケガのときの対処方法は、「母親が仕事などを休んだ」が73.3%を占めています。

子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した方に病児・病後児保育の利用意向をうかがったところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方は46.0%となっています。

### 《子どもが病気やケガのときの対処方法（複数回答）》



### 《子どもが病気やケガのときの病児・病後児保育の利用希望》

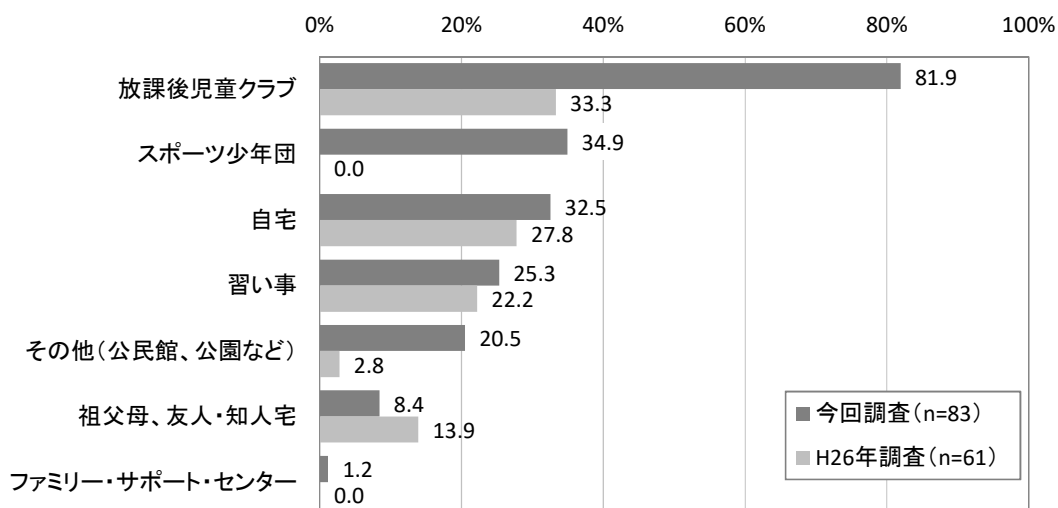


## (8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

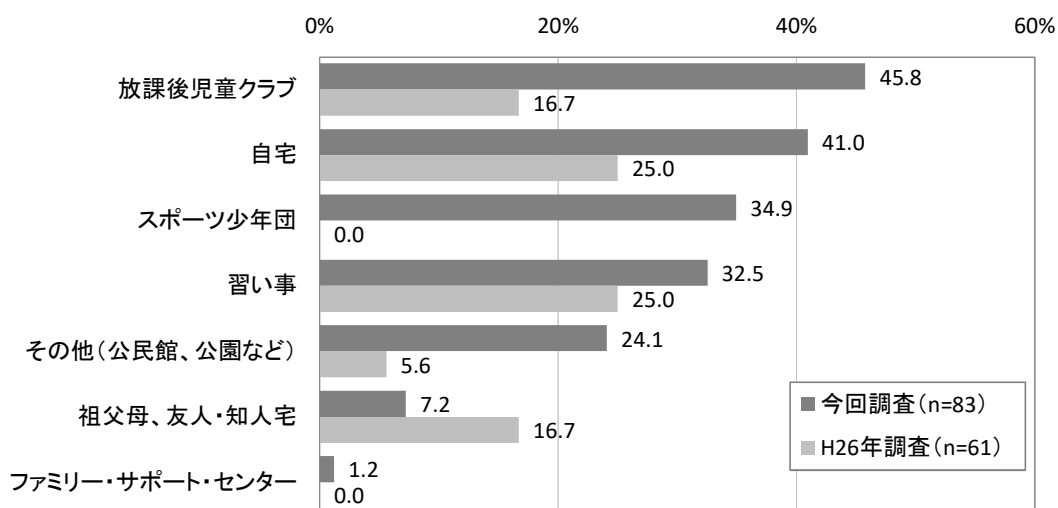
低学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が81.9%でH26年調査と比べて大幅に増加しており、次いで「スポーツ少年団」（34.9%）、「自宅」（32.5%）が続いています。

高学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が45.8%でH26年調査と比べて29.1ポイント増加しており、次いで「自宅」（41.0%）、「スポーツ少年団」（34.9%）が続いています。

### 《低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）》



### 《高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）》



※H26年調査では、「スポーツ少年団」「ファミリー・サポート・センター」の選択肢がなかったため0.0%となっています

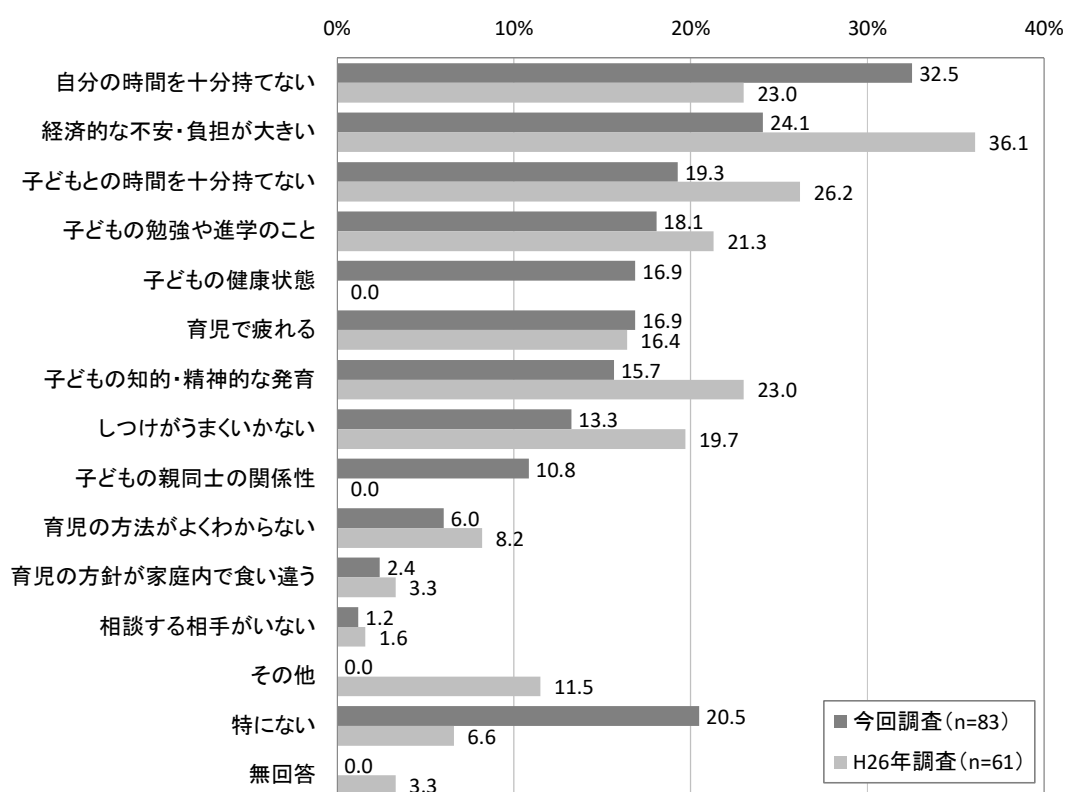


## (9) 子育てに関する悩み

就学前児童の保護者に子育て中の悩みについてうかがったところ、「自分の時間を十分持てない」が32.5%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」(24.1%)、「子どもとの時間を十分持てない」(19.3%)が続いています。また、「特にない」は20.5%となっています。

H26年調査と比べて大きな差異がある項目は、「自分の時間を十分持てない」が9.5ポイント、「特にない」が13.9ポイント増加し、「経済的な不安・負担が大きい」は12.0ポイント減少しています。

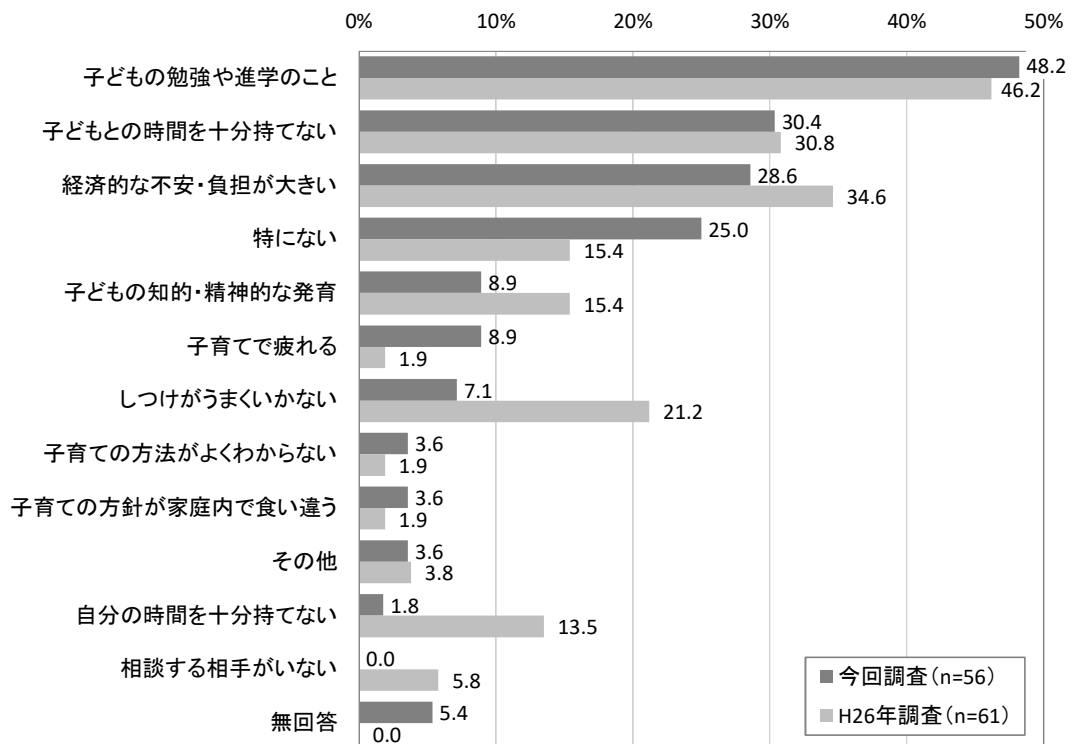
### 《就学前児童の保護者》



小学生児童の保護者に子育てについての悩みをうかがったところ、「子どもの勉強や進学のこと」が48.2%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分持てない」(30.4%)、「経済的な不安・負担が大きい」(28.6%)が続いています。

H26年調査と比べると、上位項目はほぼ同じ傾向となっておりますが、「しつけがうまくいかない」が14.1ポイント、「自分の時間を十分持てない」が11.7ポイント減少しています。

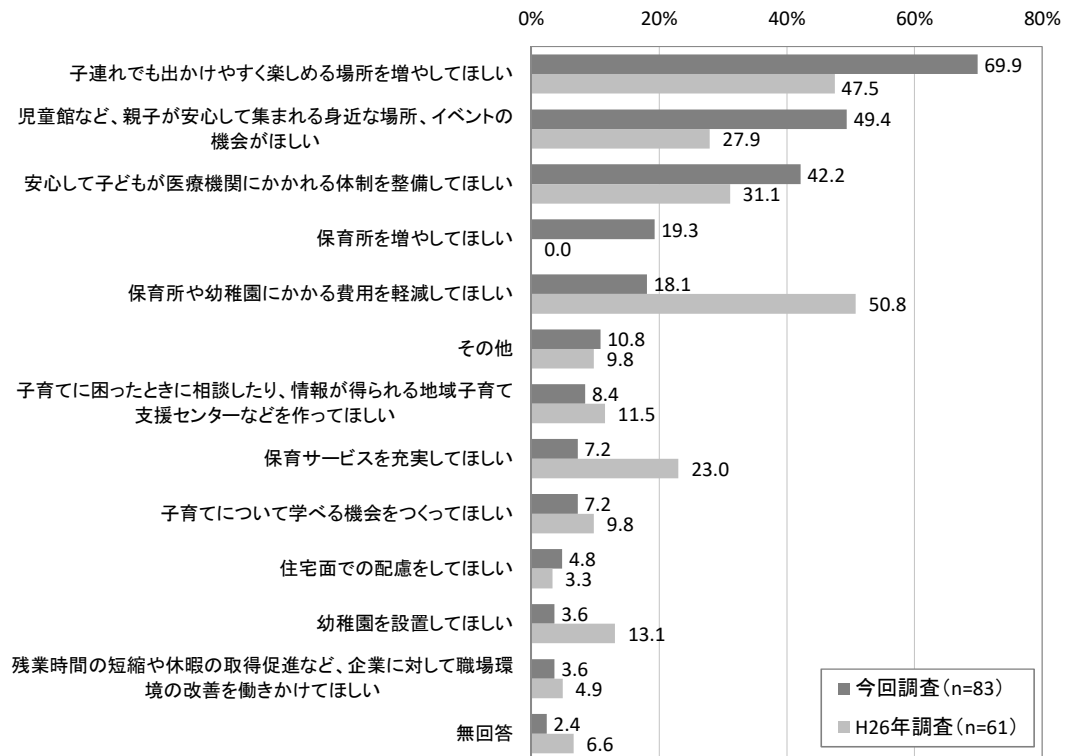
### 《小学生児童の保護者》



## (10) 町の子育て支援について特に期待すること

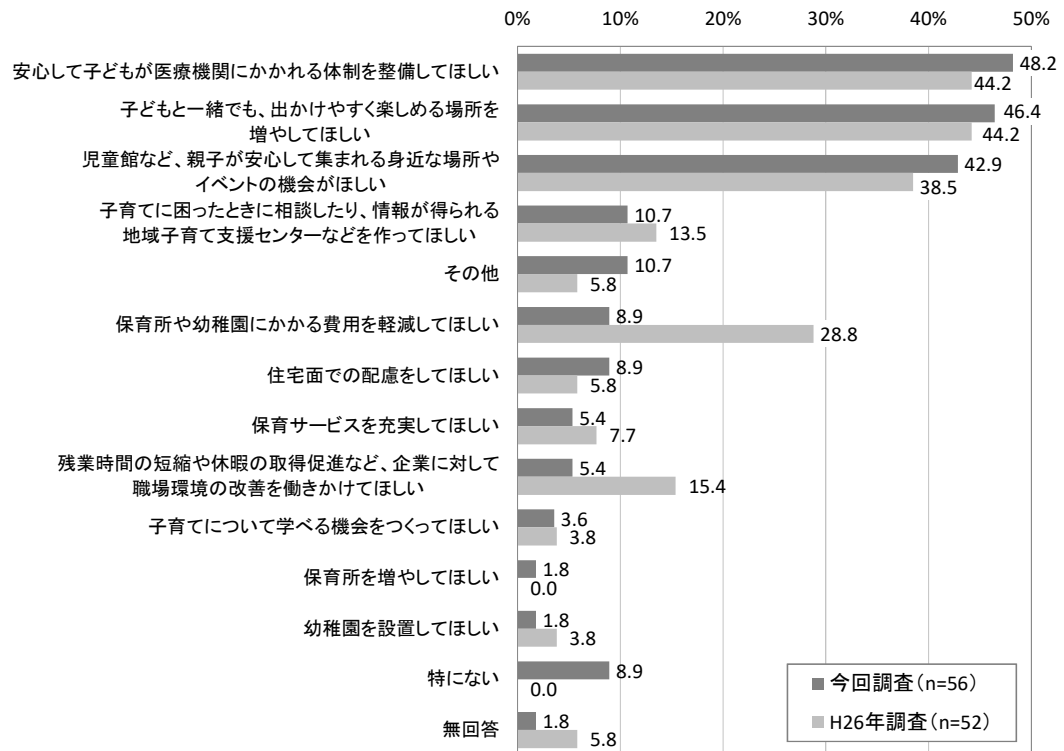
就学前児童の保護者が町の子育て支援に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が69.9%で最も多く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」(49.4%)、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」(42.2%)が上位回答となっています。

### 《就学前児童の保護者》



小学生児童の保護者が子育て支援に期待することは、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（48.2%）、「子どもと一緒に、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（46.4%）、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所やイベントの機会がほしい」（42.9%）が上位回答となっています。

### 《小学生児童の保護者》



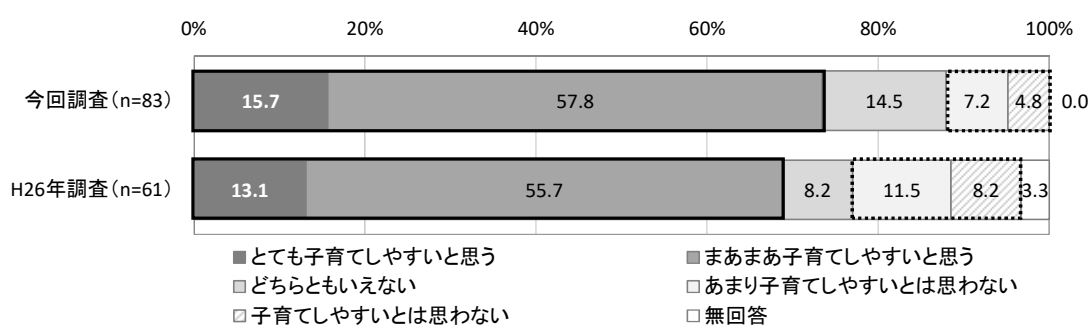
## (11) 子育て環境の満足度

就学前児童の保護者にお住まいの地区の子育て環境についてうかがったところ、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が73.5%で、満足度は非常に高くなっています。

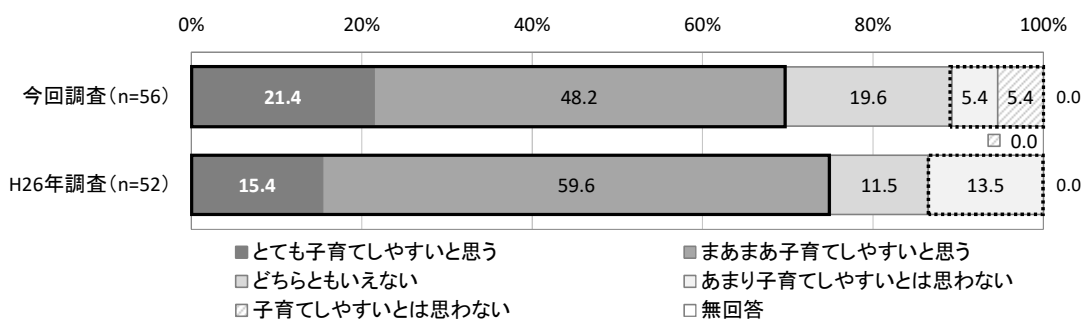
H26年調査と比べると、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は、4.7ポイント増加しています。

小学生児童の保護者も、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が69.6%で満足度は高い状況ですが、H26年調査と比べると「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が5.4ポイント減少しています。

### 《就学前児童の保護者》



### 《小学生児童の保護者》



# 第3章

---

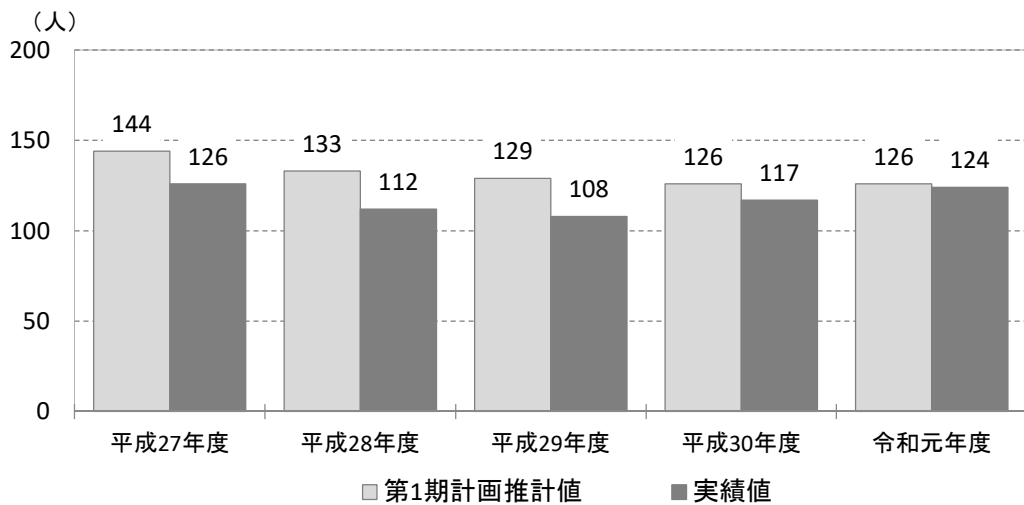
## 第1期計画の実施状況

# 1 児童数の状況

第1期仁木町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童の実績は推計値を下回って推移していましたが、平成30年度から増加に転じ、令和元年度には推計値とほぼ同じ人数となりました。

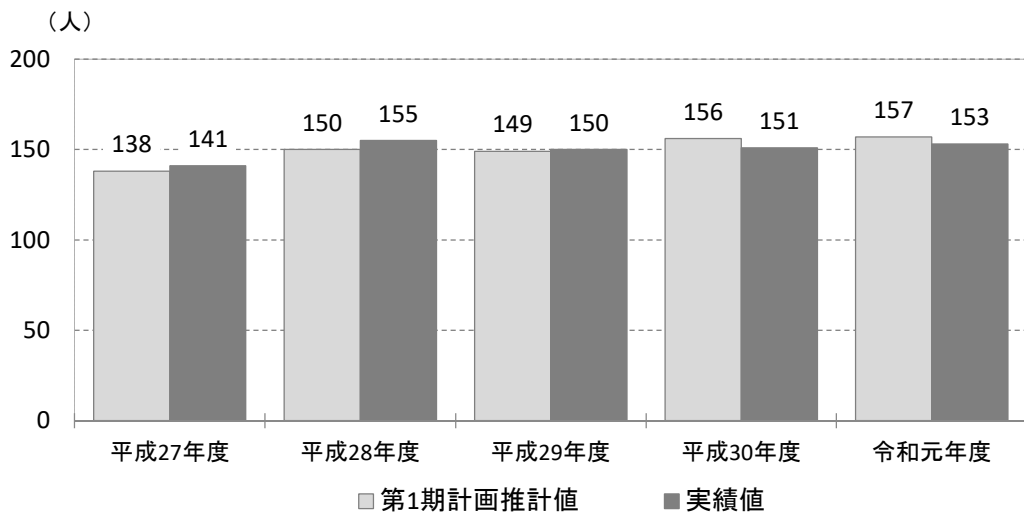
一方、小学生児童数の実績値は推計値に近い人数で推移しました。

## ■就学前児童数の推移



※実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ■小学生児童数の推移



※実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 教育・保育事業

### (1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

1号認定（3歳以上で幼稚園・認定こども園）の入園児童数は、広域による利用となっていることもあり、計画値を下回る利用実績でした。

#### ■入園児童数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	26	23	22	21	21
実 績 値	0	5	10	10	11

※各年4月1日現在

### (2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定（3歳以上で保育園・認定こども園）の入所児童数は実績値が年々伸び、平成29年度以降は計画値を上回って推移しました。

#### ■入所児童数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	53	46	43	43	43
実 績 値	45	45	47	54	52
待機児童数	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在

### (3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定（3歳未満で保育園・認定こども園）のうち、0歳児は計画とほぼ同等の入所実績でしたが、1・2歳は計画値を上回る利用実績のある年があり、令和元年度は5人の待機児童（北海道の規定する潜在待機児童）が発生してしまいました。

#### ■0歳児の入所児童数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	7	6	6	6	6
実 績 値	6	5	6	7	2
待機児童数	0	0	0	0	0

※各年3月末日現在（令和元年度は10月末現在）

#### ■1・2歳児の入所児童数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	23	24	24	23	23
実 績 値	31	26	19	18	25
待機児童数	0	0	0	0	5

※各年4月1日現在



### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では役場の担当課において同等の業務を行っており、利用者支援事業としては設置しませんでした。

■利用者支援事業の実施箇所数

単位：箇所

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	0

#### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

利用実績は計画を下回りましたが、本町では「地域子育て支援拠点 おおきな木」が設置されており、事業実施体制は確保されています。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数

単位：人回／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	120	120	120	120	120
実 績 値	72	101	54	34	23

#### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査の実施実績は、おおむね計画を下回って推移しました。

■妊婦健康診査実施回数

単位：回

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	226	224	224	224	224
実 績 値	142	171	249	189	-

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問実績は、おおむね計画を下回って推移しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	18	16	16	16	16
実 績 値	14	12	11	16	-

#### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

養育支援訪問事業は訪問実績がありませんでした。

■養育支援訪問事業の訪問人数

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	-

#### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

平成27年度にショートステイ事業の利用があり、その後平成30年度までは利用実績がありませんでした。

■子育て短期支援事業の利用人数

単位：人日

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	25	25	25	25	25
実 績 値	1	0	0	0	-
ショートステイ	1	0	0	0	-
トワイライトステイ	0	0	0	0	-

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では子育て援助活動支援事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業の利用人数 単位：人日

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	-

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園型（幼稚園利用者の預かり保育）の一時預かり事業は平成29年度から利用者数が大きく伸び、計画値を大きく上回りました。

また、幼稚園型以外（保育所等での預かり）の一時預かり事業は、平成27年度は計画を上回る利用実績でしたが、年々利用者数が減少し、平成29年度以降は計画を下回って推移しました。

■一時預かり事業（幼稚園型）の利用人数 単位：人日

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	11	10	9	9	9
実 績 値	0	86	526	278	-

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用人数 単位：人日

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	122	113	129	126	126
実 績 値	271	157	63	0	-

## (9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本町ではにき保育園で実施しており、利用者数は年々減少している状況です。

■時間外保育事業の利用人数 単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	125	115	112	109	109
実 績 値	113	70	60	58	-

## (10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本町では病児・病後児保育事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。

### ■病児・病後児保育事業の利用人数

単位：人日

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	0	0	0	0	0
実 績 値	0	0	0	0	-

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本町では仁木地区と銀山地区の2箇所で開催しており、両地区ともに平成28年度までは計画値と同等の実績で推移していましたが、平成29年度から利用者数が増加し、計画を上回る利用実績となり、令和元年度は2人の待機児童が発生してしまいました。

### ■放課後児童クラブの利用人数（仁木地区）

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	32	35	36	38	37
低 学 年	19	22	25	27	24
高 学 年	13	13	11	11	13
実 績 値	25	33	37	44	44
低 学 年	24	32	34	37	34
高 学 年	1	1	3	7	10

※各年4月1日現在

### ■放課後児童クラブの利用人数（銀山地区）

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画 値	5	6	6	7	6
低 学 年	3	4	4	5	4
高 学 年	2	2	2	2	2
実 績 値	6	6	9	9	11
低 学 年	4	4	7	7	7
高 学 年	2	2	2	2	4

※各年4月1日現在

# 第4章

---

## 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町では、平成17年に策定した「次世代育成支援行動計画」では、基本理念を「子どもを家庭と地域で育むやすらぎの里」とし、それ以降はこの基本理念に基づき子ども・子育ての施策を推進してきました。

子どもは、将来の本町を担う大切な宝であり、将来の夢という理念は不変的なものがあります。

本計画においてもこれまでの基本理念を引き継ぎ、下記のとおり基本理念を設定します。

## 基本理念

### 子どもを家庭と地域で育むやすらぎの里

急速な少子高齢化が進む中で、家庭や地域のつながりを見直し、互いに「支え合う心」、「温かい心」、「優しい心」の3つの「心」を大切にする地域福祉（福祉コミュニティづくり）を進めることで、地域みんなが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる地域社会を築きます。



## 2 計画の基本的な視点

---

基本理念を受け、本計画の子ども・子育て支援にあたっては、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

### (1) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

### (3) 社会全体による支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

### 3 基本目標

基本目標	基本施策
基本目標1 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実</li> <li>(2) 子育てネットワークサービスづくり</li> <li>(3) 子どもの健全育成</li> <li>(4) 地域における人材育成</li> <li>(5) 経済的支援</li> </ul>
基本目標2 母性と子どもの健康の確保と増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</li> <li>(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実</li> <li>(3) 「食育」の推進</li> <li>(4) 小児医療の充実</li> </ul>
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次代の親の育成</li> <li>(2) 家庭や地域の教育力の向上</li> <li>(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保</li> <li>(2) 安全な道路交通環境の整備</li> <li>(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>(5) 安心して外出できる環境の整備</li> </ul>
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 働き方の見直しの推進</li> <li>(2) 仕事と子育ての両立の推進</li> </ul>
基本目標6 社会的支援を必要とする子ども等への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待防止対策の充実</li> <li>(2) ひとり親家庭の自立支援の推進</li> <li>(3) 障がい児施策の充実</li> </ul>



# 第5章

---

## 施策の展開

## 基本目標 1 地域における子育ての支援

---

### (1) 地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実

身近な地域で気軽に相談できる場所や保護者同士の相談・情報提供の機会づくりを充実させるため、子育て支援サービスを継続実施します。

子育て世帯が安心して暮らしていくことができるよう、地域に必要な保育サービスの充実に努め、子育て家庭が各種制度や事業などの情報を把握して必要な支援を選択できるよう、子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。

また、子育て支援サービスや保育施設の充実に向けて、子育て支援の拠点施設（保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設）の整備に向けた検討を行います。

### (2) 子育てネットワークサービスづくり

子育てを行っているすべての家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービスの提供を図るため、民生委員児童委員、主任児童委員、町内会から選出される福祉推進員などが声かけや訪問などを行い、必要な関係機関と連携を図り、必要とするニーズの把握に努めるとともに、活動内容やその役割についての情報提供の充実に努めます。

### (3) 子どもの健全育成

子どもたちが自主的に参加し、体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができるよう、社会教育事業、交流事業等の推進や地域の子育てに関する活動の支援に取り組むとともに、安全・安心な居場所、遊び場づくりに努めます。

また、不登校児童・生徒に対する教育相談や適応指導を継続し、非行や不登校などへの支援、いじめ問題への対応、虐待や犯罪などから子どもを守る活動や環境づくり等、地域社会全体で子どもの健全育成を図る取組を進めます。

### (4) 地域における人材育成

支援の担い手となる人材の確保のため、高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材を中心とした養成と、それらの人材の効果的な活用について検討を進めます。

また、地域の社会資源を活用しながら、世代間の交流を深め、地域全体で子育てを支援する環境整備に努めます。

### (6) 経済的支援

子育て家庭に対する経済的支援に向けて、幼児教育・保育の無償化など国が進めている施策の円滑な推進を図るほか、子育て、医療、教育等に係る本町単独の経済的支援を継続実施します。

## 基本目標 2 母性と子どもの健康の確保と増進

---

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊産婦や乳幼児家庭に対する訪問、健診、相談事業の実施や各種教室を開催し、妊娠、出産から育児へと総合的・継続的な相談、支援体制の確保を図り、母性の健康と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

併せて、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制づくりを今後も継続します。

### (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実

子どもの発達段階に応じて、保健・医療機関等と連携を深めながら、学校等において性教育・喫煙や薬物防止教育を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、精神的負担に対して周囲の大人や友人にSOSを発信できるよう体制整備に努め、自殺防止対策を推進します

### (3) 「食育」の推進

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであるため、子どもの成長、発達段階に合わせて、離乳食教室等の食に関する指導や情報提供を推進します。

### (4) 小児医療の充実

北しりべし定住自立圏共生ビジョンにより、北後志の市町村が連携して小児医療を含む医療体制の強化やネットワーク化を推進しており、今後においても北後志地域の連携の下、小児医療の充実に向けた取組を推進します。

## 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

---

### (1) 次代の親の育成

子育てや子どもを産み育てることの意識や、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発し、保育所や学校教育において異年齢児とのふれあう機会の拡大に努めます。

### (2) 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざした取組を進めます。

### (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットの著しい普及と利用者の拡大により、子どもがウェブサイト上で極めて過激な性や暴力等に関する有害情報に接することができるようになってきました。

有害情報への対応、インターネットの適切な利用などについて、関係機関、保護者、学校、地域住民が連携・協力し、子どもが安全で安心して育つ環境づくりに努めます。

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保

---

### (1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

安心して子どもを育てることができる居住環境を形成するため子育てや健康に配慮した良質な町営住宅等のストック形成を行い、子どもたちが安全・安心な日常生活を送ることができる環境づくりへ向けた検討を行います。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等の安全確保のため、安心して歩くことができる歩道の確保に努めます。

### (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの安全を守るには、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教室や交通マナーの習得など、保育所・学校・警察など関係機関等と連携した協力体制の強化を図ります。

### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

すべての住民が安全かつ安心な日常生活が送れるよう、町内会やPTA等の学校関係者と連携した防犯活動を推進し、安全の確保に努めます。

また、通学中の子どもへの声かけ、緊急避難場所の設置など防犯についての指導を行い、地域と学校等との連携を深め適切な情報交換や迅速な犯罪対応に努めます。

### (5) 安心して外出できる環境の整備

すべての住民が利用する公共施設を安心して使用できるよう、バリアフリー化に努めます。

## 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

---

### (1) 働き方の見直しの推進

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を進めるため、国、道、関係団体と連携を図り、家庭における役割をともに担うことへの意識の醸成に努めます。

### (2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てが両立できるよう保育サービスの拡充に努めるとともに、一時的に安心して子どもを預けられるよう子育て支援短期利用事業を継続します。

## 基本目標 6 社会的支援を必要とする子ども等への取組の推進

---

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止するには、早期発見・早期対応が必要不可欠です。家庭その他からの子どもに関する各般の問題に対する相談窓口をはじめ、関係機関との連携を図る仁木町児童はぐくみ協議会（要保護児童対策地域協議会）の実施等、総合的な親と子の心の健康づくりに向けた取組を推進します。また、子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うための拠点の整備に努めます。

地域住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性について啓発に努めます。

### (2) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全育成を図るため、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、自立支援等のため相談体制の充実に努めます。

### (3) 障がい児施策の充実

妊婦、乳幼児期の健康診査の充実を図り、発育の遅れや落ち着きのない子ども等、個々の発育に応じた正しい知識の普及に努めます。また、一人ひとりの子どもに応じた適切できめ細やかな相談・支援が行われるよう乳幼児等を対象とした発達相談を継続するほか、保健、医療、福祉、教育部門の連携強化に努めます。

# 第6章

---

## 事業計画

# 1 子ども・子育て支援制度の概要

## (1) 子ども・子育て支援給付

これまでの「子どものための教育・保育給付」と「子どものための現金給付」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が追加されました。国の統一的な基準等のもと、市町村においてサービスの提供を行います。

## (2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体的に行う「仕事・子育て両立支援事業」で構成されています。

### 《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付	<b>子どものための教育・保育給付</b>	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	<b>子育てのための施設等利用給付</b>	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
<b>児童手当等交付金</b>		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
養育している者に必要な支援 その他の子ども及び子どもを	<b>地域子ども・子育て支援事業</b>	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
<b>仕事・子育て両立支援事業</b>		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

### (3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

### (4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）



## 2 教育・保育の提供区域

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

### (1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、仁木町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### (2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、仁木町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	2区域 （仁木地区、 銀山地区）	従来通り、小学校区単位での実施となるため、2区域を設定します。

### 3 児童人口の推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

#### ■就学前児童の将来推計

単位：人

年齢	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	16	14	14	14	12	12
1歳	24	20	17	17	17	15
2歳	16	24	20	16	16	16
3歳	14	18	27	23	18	18
4歳	24	14	18	28	24	18
5歳	30	24	15	18	29	25
合計	124	114	111	116	116	104

※実績：住民基本台帳人口（4月1日現在）、推計値コーホート変化率法による推計

#### ■小学生児童の将来推計

単位：人

年齢	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6歳	20	31	24	15	18	30
7歳	20	21	33	24	16	18
8歳	30	20	22	34	24	17
9歳	32	31	22	24	36	26
10歳	25	32	32	23	26	38
11歳	26	26	33	33	24	27
合計	153	161	166	153	144	156

※実績：住民基本台帳人口（4月1日現在）、推計値コーホート変化率法による推計

## 4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

#### ■入園児童数の見込量と確保方策

単位：人

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	11	7	7	8	8	7
1号認定		4	4	5	5	4
2号認定 (教育の意向強い)		3	3	3	3	3
確保方策②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		3	3	2	2	3

#### 【確保方策の考え方】

町内には幼稚園・認定こども園がないため、1号認定は町外の教育施設での受け入れを確保方策とします。

令和元年度の受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

### (2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

#### ■入所児童数の見込量と確保方策

単位：人

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	52	38	41	47	48	42
確保方策②		71	71	71	78	78
過不足 (②-①)		33	30	24	30	36

#### 【確保方策の考え方】

2号認定は、にき保育園と大江・銀山へき地保育所での受け入れを確保方策とします。令和元年度の受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

量の見込みを超える入所児童数が見込まれる状況になった場合には、定員の弾力化に対応できるよう保育所へ協力を依頼します。

また、保育施設の充実に向けて、子育て支援の拠点施設（保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設）の整備に向けた検討を行います。

### (3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

#### ■ 0歳児の入所児童数の見込み量と確保方策

単位：人

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	2	5	5	5	4	4
確保方策②	/	5	5	5	12	12
過不足 (②-①)		0	0	0	8	8

#### ■ 1・2歳児の入所児童数の見込み量と確保方策

単位：人

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	25	29	25	22	22	21
確保方策②	/	34	34	34	40	40
過不足 (②-①)		5	9	12	18	19

#### 【確保方策の考え方】

3号認定は、にき保育園と大江・銀山へき地保育所での受け入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

量の見込みを超える入所児童数が見込まれる状況になった場合には、定員の弾力化に対応できるよう保育所へ協力を依頼します。

また、保育施設の充実に向けて、子育て支援の拠点施設（保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設）の整備に向けた検討を行います。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■利用者支援事業の見込量と確保方策

単位：箇所

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

本町では利用者支援事業としては実施せず、役場窓口を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組みます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### ■地域子育て支援拠点事業の見込量と確保方策

単位：人回／月

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	34	111	97	90	86	82
確保方策②	/	120	120	120	120	120
過不足 (②-①)		9	23	30	34	38

#### 【確保方策の考え方】

仁木地区に設置されている「地域子育て支援拠点 おおきな木」での受け入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

また、地域子育て支援拠点事業者と連携を図り事業内容の充実に取り組むほか、施設の充実に向けて、子育て支援の拠点施設（保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設）の整備に向けた検討を行います。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査実施回数の見込量と確保方策

単位：回

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	189	196	196	196	168	168
確保方策②	/	196	196	196	168	168
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問回数の見込量と確保方策

単位：人

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	16	14	14	14	12	12
確保方策②	/	14	14	14	12	12
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### ■養育支援訪問人数の見込量と確保方策

単位：人

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0	0
確保方策②	/	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

本町では当事業を実施しておらず、養育が特に必要な家庭に対して個別に指導・助言を行う等の対応を行ってきました。

今後も養育支援訪問事業としての実施は予定していませんが、養育支援が必要な家庭に対してはきめ細やかな対応を行います。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### ■子育て短期支援事業利用者数の見込量と確保方策

単位：人日

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	0	6	6	6	6	6
確保方策②	/	6	6	6	6	6
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

本町では「児童養護施設 櫻ヶ丘学園」への委託により当事業を実施しており、現状の体制を維持することを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■子育て援助活動支援事業の見込量と確保方策

単位：人日

区 分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	0	7	7	7	7	7
低学年	0	3	3	3	3	3
高学年	0	4	4	4	4	4
確保方策②		0	0	0	7	7
過不足（②－①）		△7	△7	△7	0	0

#### 【確保方策の考え方】

本町では当事業を実施していないため、利用実績はありませんでしたが、量の見込みとして利用ニーズがある状況です。

本町では提供体制の確保が難しく、現状では事業実施しておりませんが、子育て支援の拠点施設の整備と併せて検討を行います。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

### ■一時預かり事業（幼稚園型）の見込量と確保方策

単位：人日

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①		368	368	421	421	368
1号認定	278	22	24	28	28	24
2号認定 (教育の意向強い)		346	344	393	393	344
確保方策②		450	450	450	450	450
過不足（②－①）		82	82	29	29	82

#### 【確保方策の考え方】

1号認定（保育の必要性はあるが教育の意向が強い家庭を含む）を対象とした一時預かり（幼稚園型）は町外の教育施設での受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。



■一時預かり事業（幼稚園型以外）の見込量と確保方策

単位：人日

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	0	35	32	31	30	28
確保方策②	/	40	40	40	40	40
過不足（②－①）		5	8	9	10	12

【確保方策の考え方】

1号認定以外の一時預かり（幼稚園型以外）は、にき保育園での受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

（9）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■時間外保育事業の見込量と確保方策

単位：人

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	113	113	113	113	113	113
確保方策②	/	113	113	113	113	113
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

時間外保育事業はにき保育園での受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

## (10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### ■病児・病後児保育事業の見込量と確保方策

単位：人日

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	0	166	162	169	169	152
確保方策②	/	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△166	△162	△169	△169	△152

#### 【確保方策の考え方】

病児保育事業は量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### ■仁木地区における放課後児童健全育成事業の見込量と確保方策

単位：人

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	44	46	51	47	47	59
1年生	11	17	16	9	14	27
2年生	11	11	17	16	9	14
3年生	12	9	9	13	13	7
4年生	9	6	5	5	7	7
5年生	0	3	2	2	2	2
6年生	1	0	2	2	2	2
確保方策②	/	50	50	50	60	60
過不足 (②-①)		4	△1	3	13	1

■銀山地区における放課後児童健全育成事業の見込量と確保方策

単位：人

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	11	13	12	12	9	7
1年生	3	4	2	3	1	0
2年生	0	3	4	2	3	1
3年生	4	0	2	3	1	2
4年生	2	3	0	2	2	1
5年生	2	2	3	0	2	2
6年生	0	1	1	2	0	1
確保方策②	/	20	20	20	20	20
過不足(②-①)		7	8	8	11	13

【確保方策の考え方】

仁木地区及び銀山地区それぞれ1箇所で開催している放課後児童クラブを確保方策とします。(仁木地区については、仁木町社会福祉協議会への委託により当事業を実施しています。)

仁木地区は定員を超える登録児童数がある年度があり、量の見込みに対応する供給量を確保するため、子育て支援の拠点施設(保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設)の整備に向けた検討を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

現在、新規参入を希望する事業者はありませんが、今後必要に応じて実施を検討します。

## 6 教育・保育の一体的提供の推進

---

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

### (2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

支援を必要とする子どもに対しては、仁木町障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4) 保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

---

### (1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

### (2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

# 第7章

---

## 計画の推進に向けて

# 1 計画の推進体制

---

## (1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

## (2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

## (3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

# 2 計画の点検・評価・改善

---

## (1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、仁木町子ども・子育て会議に意見を伺い、計画の着実な推進を図ります。

なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、仁木町子ども・子育て会議に意見徴取の上、見直しを行うことができることとします。

## (2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 仁木町  
〒048-2492  
北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

編集 仁木町住民課おもいやり係